

信州ものづくりマイスター認定要領

制定 平成23年5月12日

(趣旨)

第1 この要領は、信州ものづくりマイスター（以下「マイスター」という。）の認定について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 本認定は、卓越した技能・技術及び優れた指導力等を有する者をマイスターとして認定し、顕彰することにより、その社会的評価を高めて技能尊重気運の一層の醸成を図るとともに、その活動を通して、職業観・労働観の形成、ものづくりの継承、ものづくり技能・技術の振興を図ることを目的とする。

(マイスターの活動)

第3 マイスターの活動内容は次のとおりとする。

- (1) 専門分野の指導・講習、実演等
- (2) その他ものづくり技能・技術の振興等に関する事業

(マイスターの認定基準)

第4 マイスターは、次の各号のすべてに該当する者の中から知事が認定するものとする。

- (1) 卓越技能者知事表彰（信州の名工）を受賞した者であること。
- (2) 後進育成の指導実績や熱意を有する者であること。
- (3) 県内に在住し、第3各号に定める指導・講習、実演等の活動が可能であること。

(マイスターの認定)

第5 マイスターの認定を受けようとする者は、認定申請書を知事に提出するものとする。

また、マイスターの候補者を推薦しようとする者は、推薦書を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、マイスター選考委員会を設置し、マイスターの認定に当たっては、その意見を聴くものとする。
- 3 知事は、マイスターとして認定した者に認定証を交付するものとする。
- 4 マイスター選考委員会の組織及び運営については、別に定める。

(認定の取り消し)

第6 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、マイスターの認定を取り消すことができるものとする。

- (1) マイスター認定者から退任の届け出があった場合
- (2) マイスター認定者としての適格性を欠いたと認められる場合

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、マイスターの認定に関し必要な事項は別に定める。